

令和2年度第2次補正予算の事業概要 (PR資料)

令和2年6月

目次

- **日本政策金融公庫等による資金繰り支援（実質無利子・無担保・既往債務借換）** 2
- **民間金融機関を通じた資金繰り支援（保証料ゼロ、実質無利子化、借換保証）** 3
- **中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業** 4
- **危機対応業務による中堅・大企業向け資金繰り支援** 5
- **持続化給付金** 6
- **家賃支援給付金** 7
- **中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援** 8
- **新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業** 9
- **感染症対策関連物資生産設備補助事業** 10

日本政策金融公庫等による資金繰り支援(実質無利子・無担保・既往債務借換)

令和2年度第2次補正予算額 5兆5,683億円 <うち財務省計上2兆6,335億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り支援を継続実施するため、出資金により日本政策金融公庫等の財務基盤を強化します。

①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付等

- 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を実施します。
- 今回、特別貸付の貸付限度額及び当初3年間0.9%の金利引下げ限度額を拡充し、中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスをふくむ）の資金繰り支援に万全を期します。

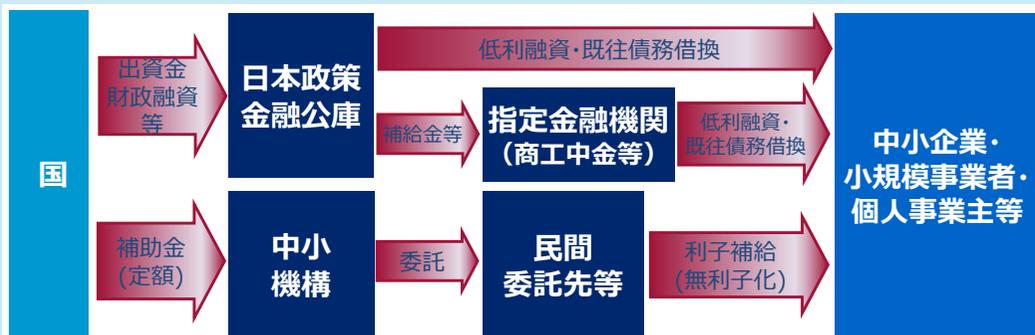
②利子補給による実質無利子化

- 一定の要件を満たした事業者に対して、既往債務の借換部分を含め、借入後3年間の利子補給を実施することで、実質無利子化します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り円滑化。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上が前年又は前々年比5%以上減少した方

※業歴3か月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1か月の売上が過去3か月（最近1か月を含む。）の売上高の平均額に比し5%以上減少していること等。

（※）個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用

※商工組合中央金庫は別途、危機対応業務として中堅向け貸付等も実施

貸付限度：中小事業 **6億円**（別枠）、国民事業 **8千万円**（別枠）
商工中金等（以下、危機対応） **6億円**

貸付利率：当初3年間 **基準利率▲0.9%**、4年目以降基準利率

中小事業・危機対応1.11%→0.21%、国民事業：1.36%→0.46%

利下げ限度額：中小事業・危機対応 **2億円**、国民事業 **4千万円**

※貸付限度額・利下げ限度額は新規融資と既往債務借換の合計額

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間：**5年以内** 担保：無担保

基準利率：中小事業・危機対応1.11%、国民事業1.36%

※令和2年5月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無に関わらず一律

②利子補給による実質無利子化

適用対象：日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等により借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

補給上限：中小事業・危機対応 **2億円**、国民事業 **4千万円**、当初3年間

※利子補給上限は、新規融資と既往債務借換との合計金額

小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

民間金融機関を通じた資金繰り支援(保証料ゼロ、実質無利子化、借換保証)

令和2年度第2次補正予算額 **3兆2,375億円** <うち財務省計上1兆4,125億円>

事業の内容

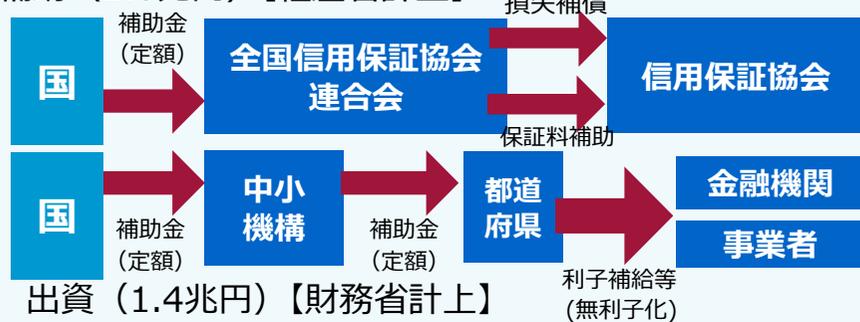
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症により売上が減少した中小・小規模事業者等に対して、制度融資を活用して保証料補助や実質無利子化を行うことで、信用保証を伴う民間金融機関を活用した資金繰り支援を令和2年5月1日より制度開始。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを緩和するため、信用保証付融資の既往債務の借換により、返済負担を軽減し、一定の要件を満たした場合には借換についても保証料補助や実質無利子化の対象とします。
- 今回、融資上限額を拡充し、資金繰り支援に万全を期します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業主の資金繰りを円滑化
- 条件 (対象者、対象行為、補助率等)**

補助 (1.8兆円) 【経産省計上】



出資 (1.4兆円) 【財務省計上】



事業イメージ

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業者に対し、都道府県が実施する制度融資を活用し、保証料ゼロや実質無利子化を実現。

対象要件：新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者（セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が対象）

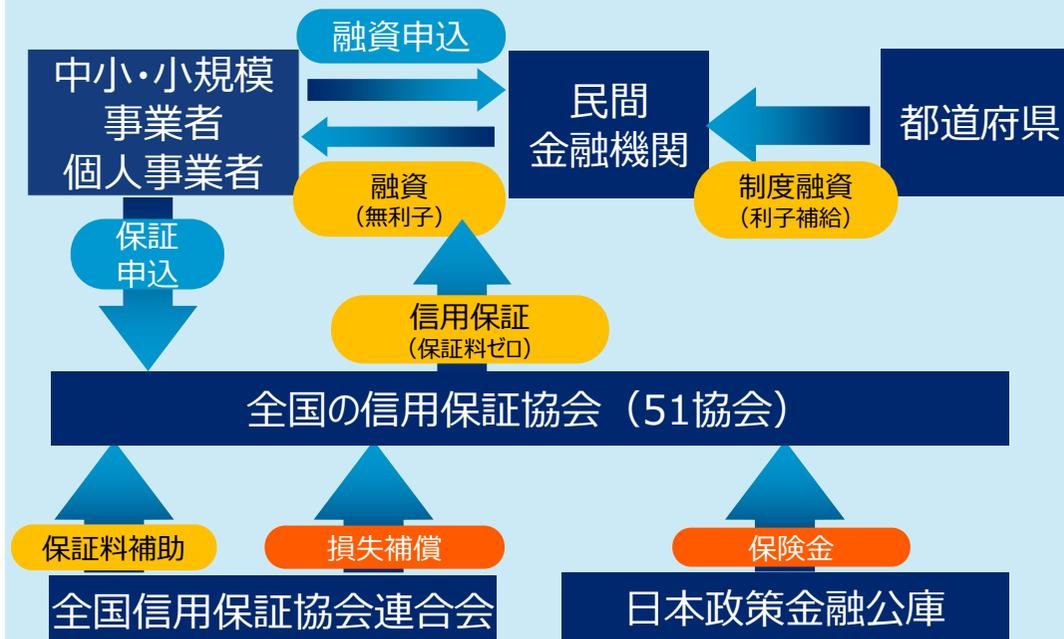
個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)

▲5% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

中小・小規模事業者 ▲5% 保証料1/2

中小・小規模事業者 ▲15% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

融資上限額：4,000万円



中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

令和2年度第2次補正予算額 1兆2,442億円

(1) (3) 中小企業庁 金融課
03-3501-2876
(2) 中小企業庁 財務課
03-3501-5803

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。
- 具体的には、一時的に財務状況が悪化した中小企業等に対して、日本政策金融公庫等及び商工組合中央金庫が、民間金融機関が資本とみなすことができる長期間元本返済のない資本性劣後ローンを供給します。
- また、中小機構が出資する官民連携の中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドを全地域で組成し、ファンドを通じた出資や債権買取等を行い、経営改善まで幅広い支援を実施します。

成果目標

- 資本性ローンの実施により、民間金融機関からの更なる金融支援を促し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。
- 中小企業経営力強化支援ファンドにより、地域の核となる事業者の再生と成長、第三者承継を後押しし、地域経済の維持を図ります。
- 中小企業再生ファンドを活用した、再生計画の策定を支援することで、ハンズオンで経営改善までサポートを行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 資本性ローン

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取り組む企業に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ事業の成長・継続を支援します。

【主な貸付条件】

- 融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、①スタートアップ企業、②企業再建に取り組む企業、等
- 貸付限度：最大7.2億円（別枠）
- 貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

(2) 中小企業経営力強化支援ファンド

- 地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないように、官民連携のファンドを通じた出資・経営改善等により、事業の再生とその後の企業価値の向上をサポートするなど、成長を全面的に後押しします。
- また、全国47都道府県の「事業引継ぎ支援センター」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進し、地域の事業再編にもつなげていきます。

(3) 中小企業再生ファンド

- 過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。
- また、全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。

危機対応業務による中堅・大企業向け資金繰り支援

令和2年度第2次補正予算額 **8,905億円** <うち財務省計上7,607億円、農林水産省計上55億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受ける事業者の事業継続のため、日本政策金融公庫の危機対応業務による資金繰り支援を行います。
- 日本政策金融公庫の貸付け等により、指定金融機関である商工組合中央金庫等が、業況が悪化している事業者の資金繰りを支援するため、長期の融資を行います。また、財務基盤が悪化している事業者に対して、資本性劣後ローンを提供します。これらの制度の実施にあたり、日本政策金融公庫が指定金融機関に利子補給を行うことで、中堅企業については▲0.5%の利下げを行います。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている事業者の資金繰りを円滑化します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 危機対応融資

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している者等

資金使途

運転資金・設備資金

適用金利

通常金利（中堅企業は当初3年間▲0.5%の利下げ）

貸出期間

設備資金：20年
運転資金：15年

貸出限度

上限なし

(2) 資本性劣後ローン

今後の更なる状況の悪化に備え、将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業継続を支援します。

※中堅企業は当初3年間原則▲0.5%の利下げ

※「中堅企業」：資本金10億円未満であって中小企業者以外の法人

※商工組合中央金庫は危機対応業務の枠組みにおいて、中小企業・小規模事業者の支援も実施。詳細は「日本政策金融公庫等による資金繰り支援」PR資料を参照

持続化給付金

令和2年度第2次補正予算額 **1兆9,400億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や自粛等の影響などにより、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等の業況に大きな影響が出ています。
- このため、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい者の事業の継続を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 売上が大きく減少した事業者に対し、法人200万円、個人事業者100万円を上限に、現金を給付いたします。

給付対象者：

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者

給付額：

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)

－ (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

家賃支援給付金

令和2年度第2次補正予算額 **2兆242億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。
- 給付対象となる事業者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等とします。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい事業者の事業継続を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

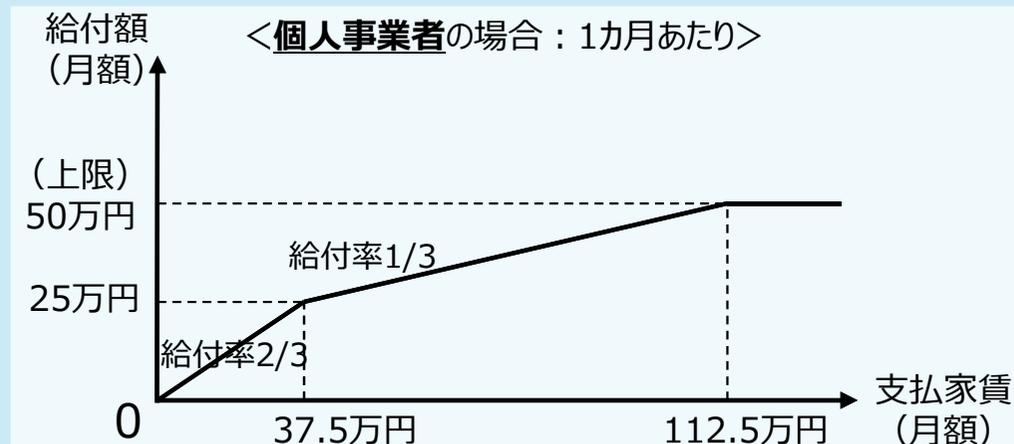
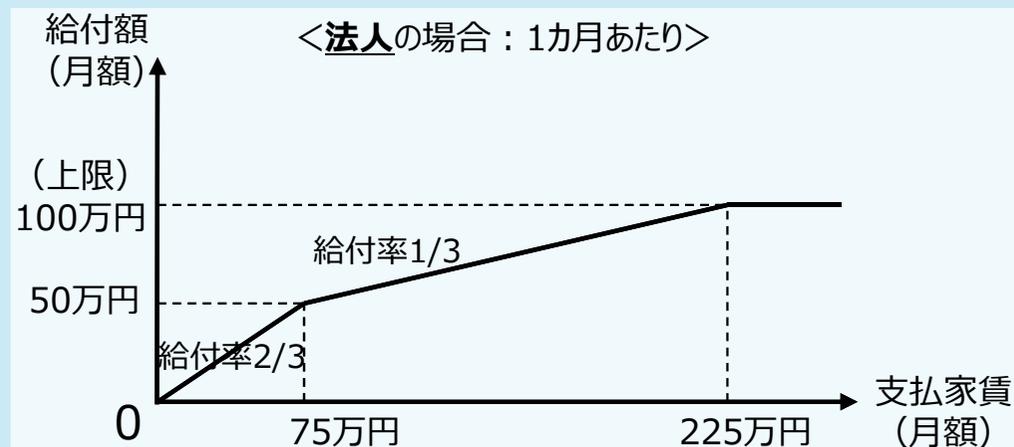


事業イメージ

5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ① いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少

給付額は、申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍（6カ月分）。給付率・給付上限額は下図の通り。



中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援

令和2年度第2次補正予算額 1,000億円

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業が生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設けたところです。
- 今般、緊急事態宣言の解除等を踏まえ、中小企業の事業再開を強力に後押しするため、業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充します。

成果目標

- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。

※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の拡充内容（事業再開支援パッケージ）】

特別枠（類型B・C）の補助率を引き上げるとともに、新たに定額補助・補助上限50万円の別枠（事業再開枠）を上乗せします。

補助上限・補助率	通常枠	特別枠（類型A）	特別枠（類型B・C）
持続化補助金（販路開拓等）	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・2/3 → 3/4
	【事業再開枠】50万円・定額(10/10) ※		
ものづくり補助金（設備導入）	1,000万円・1/2 (小規模 2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・2/3 → 3/4
	【事業再開枠】50万円・定額(10/10)		
IT導入補助金（IT導入）	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・2/3 → 3/4

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること。

※クラスター対策が必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乗せ。

【事業再開枠の対象】 ※業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策費
 消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）、換気設備、その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等）、掲示・アナウンス（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）

【特別枠の申請要件】 ※経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと
 （例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと
 （例：自動精算機、キャッシュレス決済端末の導入、店舗販売からEC販売へのシフト）

類型C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること
 （例：WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け 経営相談体制強化事業 令和2年度第2次補正予算額 94.0億円

1. 中小企業庁経営支援課
03-3501-1763
中小企業庁総務課
03-3501-1768
2. 中小企業庁小規模企業振興課
03-3501-2036

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言が出され、インバウンドを含む観光需要の落ち込みや国内の客足減少、サプライチェーンの毀損等により、多くの中小・小規模事業者において売上げが減少している事業者が多く発生しています。
- こうした状況の中で、様々な支援が相次ぎ実施されているところであり、よろず支援拠点、商工会・商工会議所等の経営支援機関に寄せられる相談も急増している状況にあります。
- 必要な支援を中小・小規模事業者届け、雇用の維持と事業の継続が可能な環境を整備するため、経営支援機関の体制を強化し、きめ細かな相談対応を行っていく必要があります。
- これらを実現するために、よろず支援拠点や都道府県連合会・商工会・商工会議所等の体制強化を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. よろず支援拠点等の体制強化

- 全国のよろず支援拠点から、各市町村に専門家を派遣し、より幅広い中小・小規模事業者からの経営相談（特に、資金繰り等）や新型コロナウイルス感染症対策に向けての支援策の活用等に係る相談への対応体制等を整備します。

2. 都道府県連合会・商工会・商工会議所の体制強化

- 全国商工会連合会及び日本商工会議所が、新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小・小規模事業者からの経営相談や各種申請等の対応を行うため、商工会・商工会議所等に相談員を配置し、支援体制を抜本的に強化する取組にかかる経費を国が補助します。

感染症対策関連物資生産設備補助事業

令和2年度第2次補正予算額 22.1億円

1. 商務・サービスG 生物化学産業課
03-3501-8625

2. 商務・サービスG 医療・福祉機器産業室
03-3501-1562

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス対応が長期化する中、医療現場において簡易・迅速な診断に必要な物資（抗原検査機器）や、多数の患者に対応するために必要な物資（N95マスク）等のニーズが高まっています。
- これらの物資の生産能力には限界がある中、早急な増産には後押しが必要な状況です。新型コロナウイルス対応が継続する懸念が残る中において、物資の供給能力を向上させるために必要な生産能力の拡充を支援します。

成果目標

- 抗原検査機器、N95マスク等の生産に関わる医療機器メーカー及び部材メーカーの生産設備の整備・増強を支援することで、国内における必要物資の供給の拡大を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

事業概要

- 抗原検査機器、N95マスク等の生産に関わる事業者が、国からの増産要請等に応じて生産設備を整備・増強しようとする場合、その費用の一部を補助します。

- **補助対象者**：国からの増産要請を受けて、抗原検査機器、N95マスク等の生産に関わる設備の導入等を実施した事業者

- **補助率**：
抗原検査機器：9/10
N95マスク等：3/4（中小企業）、2/3（大企業）

※ 交付決定前に実施した事業についても遡及適用が認められる場合があります。

● 抗原検査機器



● N95マスク

